# レッツBuyあおもり新商品認定事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により県が随意契約で調達できる新商品を認定し、県内外に広く情報発信することで、新商品開発や販路拡大を支援する「レッツBuyあおもり新商品認定事業」の実施に必要な事項を定める。

#### (申請者の要件)

- 第2 本事業において認定を受けるために申請できる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、新商品を開発し製造する者とする。
  - (1) 県内に本店又は主たる事務所を有する者であること。
- (2) 県内に工場又は事業場を有する者であること。
- (3) 県内に住所を有する個人であること。

(申請)

- 第3 認定を受けようとする者は、新商品の生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を記載した様式第1「レッツBuyあおもり新商品認定申請書」(以下「申請書」という。)を知事に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に該当する書類を添付しなければならない。
- (1) 定款及び登記簿謄本(定款を有しない者にあっては、それに類するもの)
- (2) 直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類)
- (3) 第2第2号に該当する者にあっては、前2号に準じるもの
- (4)事業を営んでいない個人にあっては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する資産の概要を記載した書類
- (5) その他新商品の詳細がわかる資料 (パンフレット、遵守すべき法令等を満たしていることを証明する書類、特許等の取得を証明する書類等)

#### (審査会)

第4 第3により提出された申請書について審査するため、レッツBuyあおもり新商品認 定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(認定)

- 第5 知事は、第3の申請書の提出を受けたときは、審査会において、当該実施計画が第6の 認定基準に適合すると判断された場合に、認定する。
- 2 知事は、前項により認定したときは、当該申請者(以下「認定事業者」という。)に遅滞なくその旨を通知し、様式第2「レッツBuyあおもり新商品認定書」を交付する。又、認定しないこととしたときは、その理由を明記し、申請者に通知する。
- 3 知事は、第1項の規定により認定したときは、様式第3「レッツBuyあおもり新商品認定台帳」に記載するとともに、認定した旨を公表するものとする。
- 4 認定期間は、認定日から起算して3年後の年度末までとする。
- 5 知事は、認定事業者から様式第4「レッツBuyあおもり新商品認定期間延長申請書」の 提出を受けたときは、当該申請内容が第6の認定基準に適合する場合に、認定期間を2年に

限り延長する。

#### (認定基準)

- 第6 実施計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。
  - (1) 当該実施計画に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
  - (2) 当該実施計画に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上 又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
  - (3) 新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、適切なものであること。
  - (4) 当該実施計画に係る新商品(医薬品、食品を除く。)が、概ね5年以内に開発されたものであること。
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には認定しない。
- (1) 実施計画が公序良俗に反する場合又はそのおそれがあることが明らかな場合
- (2) 実施計画が関係法令違反又はそのおそれがあることが明らかな場合

#### (実施計画の変更)

- 第7 認定事業者は、第5の認定に係る実施計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式 第5「レッツBuyあおもり新商品実施計画変更承認申請書」を知事に提出し、承認を受け なければならない。
- 2 知事は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、変更の内容及び理由が適当であり、 変更後の内容が第6の認定基準に適合する場合に承認する。

#### (認定の取消し)

- 第8 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取消 すことができる。
- (1) 実施計画に従って事業を実施しないとき
- (2) 第2の申請者の要件に適合しなくなったとき
- (3) 第6の認定基準に適合しなくなったとき
- (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき
- 2 知事は、前項の取消しをしようとする場合には、当該認定事業者の意見を充分に聴取するものとする。
- 3 知事は、第1項により認定を取消したときは、様式第6「レッツBuyあおもり新商品認 定取消通知書」により通知する。
- 4 第1項の認定の取消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者が負担する。

#### (計画遂行状況報告書)

第9 知事は、必要があるときは、認定事業者に対して、計画年次ごとに様式第7「レッツ Buyあおもり新商品実施計画状況報告書」を提出させることができる。 (県の責務)

- 第 10 県は、県の行う工事又は物品の調達において、第 5 の認定に係る新商品(以下「認定 新商品」という。)の性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努め るものとする。
- 2 県は、認定新商品に関する適切な情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

#### (認定新商品の評価)

- 第 11 知事は、認定新商品を購入した県の機関から、様式第8「レッツBuyあおもり新商品認定事業 認定新商品の使用評価書」により当該認定新商品に係る報告を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の報告のうち認定新商品の改善に資する事項を当該認定事業者に通知するものとする。

(庶務)

第12 本事業の実施に関する事務は、経済産業部地域企業支援課において処理する。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年5月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月10日から施行する。

# レッツBuyあおもり新商品認定申請書

年 月 日

青森県知事

住 所

名 称

代表者職氏名

電話番号

FAX番号

担当者職氏名

担当者 E-mail

レッツBuyあおもり新商品認定事業実施要綱第3に基づき認定を受けたいので、別紙実施計画書に下記書類を添えて申請します。

新商品の名称	
新商品の具体的 な内容 (用途な ど)	
新商品の開発 (商品化)年月	
	1 定款及び登記簿謄本(個人の場合は住民票記載事項証明書 ※マイナンバーが記載されていないもの)
	2 直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容及び事業用資産の概要を記載した書類)
添付書類	3 県内に工場又は事業場を有する者にあっては、1、2に準じるもの
	4 事業を営んでいない個人にあっては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する資産の概要を記載した書類
	5 新商品のパンフレット等及び画像データ(JPEG/GIF/PDF 形式のいずれか)
	6 遵守すべき法令等を満たしていることを証明する書類、特許の取得等を証明する書類等

# 実施計画書

## 1. 申請者の概要

住 所	※申請者住所が青森県外の場合、県 〒	具内に有す	る工場又は事業均	易の住所を記載	
創業年月			資本金		千円
業種			従業員数		人
株主構成	株主氏名	持根	朱数	比率(%)	備考
会社略歴					
現在の主 要事業内 容					
HP URL	http://				
E-mail (商品問 合せ用)					

認定された場合、県ホームページ等で下記項目を公表することとなります。公表不可の項目が
ある場合、その項目及び理由を記載してください。
公表項目:事業者名 / 所在地 / 電話番号 / HP URL / E-mail アドレス / 創業年月 /
業種 / 事業内容 / 新商品の概要
公表不可項目
   公表不可理由
<u>公衣小り连由                                     </u>

# 2. 新商品の内容 (1)新商品の新規性 (2)既存品に対する優位性 ※競合・代替性のある既存品と比し、性能・効果・価格等優れている点を記載してください。 (3)新商品の社会的有益性 ※ア・イ・ウのうち該当する項目(1項目以上)について説明してください。 ア事業活動に係る技術の高度化に役立つ点 イ事業活動に係る経営の能率の向上に役立つ点 ウ住民生活の利便の増進に役立つ点 (4)新商品の販売(予定)価格 (5)新商品に関する公的機関等での性能試験評価等 (6)新商品開発において活用した公的機関等の各種支援 ※補助制度・支援制度・認定制度・開発協力等の制度名、機関名、時期、金額等を記載してください。

印に関りる性表別	7座権の取得状況	※公開特許公報等の写しを添付してください。			
登録(出願)番号	登録(出願) 年月日	出願者所属氏名	特許等の名称		
		品に関する産業財産権の取得状況 登録(出願)番号 登録(出願)年月日			

## 3. 新商品の生産の目標、実施時期及び実施方法

年 度 (今年度から3年度)	年度	年度	年度
実施内容			
生産(販売)目標数量			
雇用創出予定人数	人	人	人
生産の実施方法	□ 自社生産 (生産場 □ 一部生産を委託 □ 一部生産を委託 □ 上記一部又は全て委託 委託先名称: 委託先住所: 委託内容:	□ 全て生産を委託	

#### 4. 新商品の生産に伴う設備投資

※土地、建物及び設備(リース設備を含む。)の取得に係る投資の内容。 (本年度から3年度。ただし過年度に設備投資をした場合はその年度及び本年度から2年度。)

(単位:千円)

	凯 供 机 次				
年度	設 備 投 資 所 要 資 金 額	内容			所要資金額
	川女貝亚領	名称・種類	数量	単 価	川安貝並領
年度					
				小 計	
左车					
年度					
			•	小 計	
<i></i>					
年度					
			<u> </u>	小 計	
所要資金額					
合 計	ては、機械状況気の目	生的4.2.4. 出任 ***			<b>してくだもい</b>

※内容については、機械装置等の具体的な名称、単価、数量、資金所要額を必ず記載してください。 ※過年度に新商品の生産に伴う設備投資をした場合にも記載してください。

## 5. 新商品の生産に必要な資金の額及びその調達方法(本年度から3年度)

(単位:千円)

区	分	年度	年度	年度	備考
《必要な資金の額》					
原材	料費				
構築	物費				
機械装	置費				
工具器	具 費				
外 注 加	工 費				
技術指導	受 入 費				
直接人	件  費				
そ の 他	経 費				
合 計	1)				
《資金の調達方法》					
自己	資 金				
借入(政府系	金融機関)				
借入(民間金	主融機関)				
投	資				
補助	金				
その	他				
合 計	2				

#### 【記載方法】

- 1. 新商品の生産に該当する分のみを記載してください。
- 2. 資金の調達方法欄における「借入」「投資」については、備考欄に機関等の名称を記載してください。
- 3. 補助金を活用した場合には、具体的な補助制度について備考欄に記載してください。
- 4. 合計①と合計②の額は、一致させてください。

青森県認定第 号

# レッツBuyあおもり新商品認定書

(住 所)

(名 称)

(代表者氏名)

商品名

上記商品を、レッツBuyあおもり新商品認定事業 実施要綱第5に基づき認定します

年 月 日

青森県知事

# 【様式第3】(第5関係)

# レッツBuyあおもり新商品認定台帳

認定 番号	事業者名	所在地 電話番号	創業年月	業種	事業内容	認定商品の概要	認定年月日

# レッツBuyあおもり新商品認定期間延長申請書

								年	月	日
青森県知事	殿									
			電							
				l当者職氏名 l当者 E-mail						
年 月 事業実施要綱第5第				下記商品につ )2年間の延長			3 u y あお	もり新i	商品認	定
				記						
<ul><li>・商品名</li><li>・現在の認定期間</li><li>・更新後の認定期間</li><li>・申請理由</li></ul>	[ [	年	月	日より	年年	月月	] 日まで] 日まで]			
小明江山										

# 1. 新商品の内容(認定日以降の状況) (1)新商品の販売価格 (2)新商品開発において活用した公的機関等の各種支援 ※補助制度・支援制度・認定制度・開発協力等の制度名、機関名、時期、金額等を記載してください。 (3)新商品に関する産業財産権の取得状況 ※公開特許公報等の写しを添付してください。 区分 登録(出願)番号 出願者所属氏名 特許等の名称 登録(出願) 年月日 2. 新商品の生産の目標、実施時期及び実施方法 年 度 年度 年度 (延長申請年度及び次年度) 生産(販売)目標数量 雇用創出予定人数 □ 自社生産 (生産場所: ) □ 一部生産を委託 □ 全て生産を委託 【一部又は全て委託の場合】 生産の実施方法 委託先名称: 委託先住所: 委託内容: 3. 新商品の生産等の実績(認定年度から3年度) ※例) H28. 10 認定(認定期間 H32. 3. 31 まで)の場合、28、29、30 年度実績について記載 年 度 年度 年度 年度 生産(販売)目標数量 生産(販売)数量実績 雇用創出予定人数

人

人

雇用創出人数実績

#### 4. 新商品の生産に必要な資金の額及びその調達方法(延長申請年度から2年度)

(単位:千円)

		X		分		年度	年度	備考
(	必要	でな資金の	額》					
	原	材		料	費			
	構	築		物	費			
	機	械	装	置	費			
	エ	具	器	具	費			
	外	注	加	エ	費			
	技	術 指	導	受 入	費			
	直	接	人	件	費			
	そ	0)	他	経	費			
		合	計	1)				
(	資金	金の調達力	法》					
	自	己		資	金			
	借	入(政府	守系:	金融機	関 )			
	借	入(民	間金	: 融機 [	月)			
	投				資			
	補		助		金			
	そ		の		他			
		合	計	2				

#### 【記載方法】

- 1. 新商品の生産に該当する分のみを記載してください。
- 2. 資金の調達方法欄における「借入」「投資」については、備考欄に機関等の名称を記載してください。
- 3. 補助金を活用した場合には、具体的な補助制度について備考欄に記載してください。
- 4. 合計①と合計②の額は、一致させてください。

# レッツBuyあおもり新商品実施計画変更承認申請書

年 月 日

青森県知事

住所 名称 代表者職氏名 電話番号 FAX番号

担当者職氏名 担当者 E-mail

年 月 日付けで認定を受けた下記新商品に係る実施計画について変更したいので、レッツBuyあおもり新商品認定事業実施要綱第7に基づき申請します。

記

- 1. 認定新商品名
- 2. 変更内容(変更の内容について、変更前と変更後を対比して記載すること。)
- 3. 変更理由

# 【様式第6】 (第8関係)

# レッツBuyあおもり新商品認定取消通知書

青地産第号年月日

住所名称

代表者氏名 殿

青森県知事印

年 月 日付けで認定した下記新商品については、レッツBuyあおもり新商品認定事業実施要綱第8により、これを取り消します。

記

- 1. 認定新商品名
- 2. 認定を取り消す理由

# レッツBuyあおもり新商品実施計画状況報告書

年 月 日

青森県知事 殿

> 住所 名称 代表者職氏名 電話番号 FAX番号

担当者職氏名 担当者 E-mail

年 月 日付けで認定を受けた下記新商品に係る実施計画について、 年度の遂行 状況を下記のとおり報告します。

記

#### 1. 認定新商品名

#### 2. 商品の生産状況について

年度	生産(販売)目標数量	生産(販売)数量実績	雇用創出 予定人数	雇用創出 人数実績
年度			人	人
年度			人	人
年度			人	人
年度			人	人
年度			人	人

# 県、市町村等の公的機関への認定新商品の販売実績(年度内成約分)

購入した機関名	個数	契約額

その他	(県に対する要望、	報告したい事項等)

地域企業支援課長 殿

# 各機関の長

# レッツBuyあおもり新商品認定事業 認定新商品の使用評価書

1	認定新商品名								
2	企業名								
3	購入した商品の 数量								
4	設置箇所								
5	使用開始時期	年	月	日	6	評価時期	年	月	日
7	商品へ期待した効果								
8	商品の使用評価								
9	商品の改良点 等、参考意見								
		グループ等							
10	評価担当者	担当者職氏名							
		電話番号							